

17 地域ふれあい保証

地域ふれあい保証は、商工会・商工会議所との提携保証です。責任共有制度の対象外となる保証(100%保証)で、商工会・商工会議所からの推薦を受けた一定の要件を満たす小規模事業者の皆さまの円滑な資金調達を通常より低い保証料率でサポートします。

対象となる方	<p>兵庫県内に事業所を有し、次の要件①～④に該当し、法人の場合は⑤および⑥、個人の場合は⑦および⑧に該当する方(特定非営利活動法人(NPO法人)は除く)</p> <p>①保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること</p> <p>②常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業*は5人)以下であること ※宿泊業および娯楽業は20人以下</p> <p>③1年以上同一事業を営み今後も当該事業を継続する先で、1回以上税務申告を行っていること</p> <p>④商工会または商工会議所から経営指導を受け、推薦を受けていること</p> <p>(法人の場合)</p> <p>⑤保証申込直前期の決算において、経常利益を計上していること</p> <p>⑥保証申込直前期の決算において、債務超過でないこと</p> <p>(個人の場合)</p> <p>⑦保証申込直前期の決算において、所得金額(申告控除・専従者給与控除前)を計上していること</p> <p>⑧申告の種類は青色・白色を問わず、確定申告書に添付の青色申告決算書または収支内訳書(白色申告の場合)で売上金額が把握できること</p>																																																																			
資金用途	運転資金および設備資金																																																																			
融資限度額	<p>1,250万円</p> <p>(注1)既存の保証協会保証付残高との合計で1,250万円以内とします。</p> <p>(注2)保証申込直前期の決算における平均月商3か月分の範囲内とします。</p>																																																																			
保証期間	7年以内(うち据置期間6か月以内)																																																																			
返済方法	原則として、元金均等分割返済																																																																			
貸付利率	金融機関所定利率																																																																			
担保	不要																																																																			
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要																																																																			
保証料率	<p>経営状況に応じて決定(下表参照)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">保証料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無担保保証</td> <td rowspan="2">責任共有外保証料率</td> <td>貸借対照表あり</td> <td>2.10%</td> <td>1.90%</td> <td>1.70%</td> <td>1.50%</td> <td>1.25%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表なし</td> <td colspan="9">1.25%</td> </tr> <tr> <td>経営安定関連保証</td> <td>責任共有外保証料率</td> <td colspan="10">0.80%(有担保割引なし)</td> </tr> <tr> <td>特別小口保証</td> <td>責任共有外保証料率</td> <td colspan="10">0.90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)会計参与設置会社に対する割引の適用が可能です。詳細はP31をご参照ください。</p>										保証料率区分			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無担保保証	責任共有外保証料率	貸借対照表あり	2.10%	1.90%	1.70%	1.50%	1.25%	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%	貸借対照表なし	1.25%									経営安定関連保証	責任共有外保証料率	0.80%(有担保割引なし)										特別小口保証	責任共有外保証料率	0.90%									
保証料率区分			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																									
無担保保証	責任共有外保証料率	貸借対照表あり	2.10%	1.90%	1.70%	1.50%	1.25%	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%																																																									
		貸借対照表なし	1.25%																																																																	
経営安定関連保証	責任共有外保証料率	0.80%(有担保割引なし)																																																																		
特別小口保証	責任共有外保証料率	0.90%																																																																		
その他注意事項	申込みに際しては、兵庫県内の商工会または商工会議所が発行する『推薦書』の添付が必要です。																																																																			

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先はP33をご覧ください)。